

令和6年度青森県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、電子処方箋の活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋運用開始施設の確実な確保等の環境整備を図るため、保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であつて、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業（以下「補助事業」という。）を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）（以下「補助事業者」という。）が行う電子処方箋の導入に要する経費について、令和6年度の予算の範囲内において、当該保険医療機関等に対し、青森県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次表第1欄に掲げるものとし、補助金の額は、同表の第3欄に定める基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内の額とする。

1 補助対象経費	2 対象施設	3 基準額	4 補助率
(1) 電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等（以下「システム改修等」という。）に要する経費	大規模病院(病床数200床以上)	4,866千円	1/6
	病院(大規模病院以外)	3,258千円	1/6
	診療所及び薬局	388千円	1/4

(2) 電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能(「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」(令和3年10月15日厚生労働省医薬局)に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。)を導入するために行うシステム改修等に要する経費	大規模病院(病床数200床以上)	1,356千円	1/6
	病院(大規模病院以外)	1,002千円	1/6
	診療所	244千円	1/4
	薬局	256千円	1/4
(3) 電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステム改修等に要する経費	大規模病院(病床数200床以上)	6,018千円	1/6
	病院(大規模病院以外)	4,056千円	1/6
	診療所	540千円	1/4
	薬局	552千円	1/4

※金額はいずれも税込みとし、病床数は使用許可病床数とする。

(交付申請及び実績報告)

第3 補助金の交付を受けようとする者は、青森県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付申請書(兼)実績報告書(第1号様式)に関係書類を添えて、別に定める期日までに、提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 電子処方箋の対応施設であることを医療機能情報提供制度における医療情報ネットで公表されるための手続を行うこと。
- (2) 電子処方箋の周知広報を次のいずれかの方法により行うこと。
 - ア 電子処方箋の対応施設であることをホームページ等に掲載する。
 - イ 別に指定する周知広報資材を対象施設に掲示する。
 - ウ その他、必要に応じて県が行う電子処方箋の利用促進に資する取組へ協力する。
- (3) 補助事業の内容の変更(軽微な変更は除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けること。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、速やかに知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告すること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) (7)に定める財産については、財産管理台帳(第2号様式)その他関係書類を(7)に規定する期間整備保管すること。
- (9) (7)に定める財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 知事の承認を受けて(7)に定める財産を処分することにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (11) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、(7)に定める財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (12) 補助事業者が(1)から(10)までに付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (13) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、令和6年度青森県電子処方箋活用・普及促進事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第3号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告すること。

なお、全国に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還すること。

(申請の取下げ期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、請求書(第4号様式)を提出して行うものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月15日から施行し、同年4月1日から適用する。